

尾道市看護師等修学資金貸付制度のご案内

- 修学資金申込対象者
看護職員養成施設等を卒業後、直ちに尾道市立総合医療センターに属する病院（尾道市立市民病院等）に勤務しようとする人
- 修学資金貸付期間
貸付決定の月から卒業の月まで
※ 養成施設の正規修学年数の範囲内で貸付を行います。
- 修学資金貸付額
月額 20,000 円
修学最終年次の1年間に限り月額 70,000 円に変更することができます。
- 修学資金の返還・免除
 - ◇月額 20,000 円の貸付を受けた場合
卒業後、直ちに尾道市立市民病院等へ勤務し、継続勤務期間（看護師等の資格取得後の期間）が貸付を受けた期間に達したとき
 - ▶▶▶▶ **修学資金の全額を免除**
 - ◇最終年次に月額 70,000 円の貸付を受けた場合
卒業後、直ちに尾道市立市民病院等へ勤務し、月額 10,000 円の返還を3年間行ったとき
 - ▶▶▶▶ **修学資金の未返還残額を免除**

修学資金貸付申請方法等の詳細は、
総務人事課人事係 0848-47-1155
までお問い合わせください。